

## その他

### (1) 個人情報保護について

#### 1) 個人情報保護に関する基本的考え方

総合科学技術会議意見においては、ヒト受精胚の取扱いのための具体的な遵守事項の一つとして、提供者の個人情報の保護を定める必要があるとされている。

また、医学研究に関連する指針である「臨床研究に関する倫理指針」、「疫学研究に関する倫理指針」、「ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針」等においては、個人情報を取り扱う機関の長が講ずべき措置など、個人情報保護の観点から遵守すべき事項が定められており、ヒト受精胚の作成を伴う生殖補助医療研究においても、提供機関又は研究実施機関が個人情報を取り扱う場合には、個人情報保護のための措置を講ずる必要がある。

#### 2) 個人情報保護のために講ずべき措置

- 提供機関の長は、配偶子の提供者の個人情報を保護するため、機関内において匿名化の措置を講ずることとする。
- 個人情報を保有する機関の長は、個人情報の保護を図るため、「個人情報管理者」を置くこととする。
- その他、個人情報を保有する機関における個人情報保護のための措置については、医学研究に関連する指針と基本的に同様の規定を置くこととする。

### (2) 情報の公開について

総合科学技術会議意見において、「研究に関する適切な情報の公開等を定める必要がある」とされている。

- 研究実施機関の長は、個人情報の保護に反する場合などを除き、原則として研究成果を公開するものとする。